

・お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等ございましたら、等薬局の薬剤に遠慮なくご相談ください。

・以下の項目は厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ており、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。（注）ただし※の項目を除く

が2025年4月1日 時点で地方厚生局長へ届け出を行っている施設基準

表①

調剤基本料 1	45点	同一グループ（株式会社ミズ）の保険薬局の処方箋回数の合計が月4万回超～40万回以下の要件に含まれ、集中度 8.5 % 以下であり、かつ特定の保健医療機関との不動産の賃貸借取引がない
連携強化加算	5点	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制（第二種協定指定医療機関）が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
後発医薬品調剤体制加算 3	30点	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の相談をお受けし、使用を推進しています。当薬局は後発医薬品の調剤数量が9.0 % 以上の後発医薬品調剤体制を整備しています。
在宅薬学総合体制加算 1	15点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
医療DX推進体制整備加算	4点/6点/7点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。 適応時期の3月前のレセプト件数ベースマイナス保険証利用率により適応される点数が異なります。ただし、令和7年1月までは適応時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナス保険証利用率とで高い方の利用率を用いることができます。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている患者にあつて医療用麻薬持続注射療法を行っている
在宅中心静脈栄養法加算	150点	在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている患者にあつて在宅中心静脈栄養法を行っている
在宅患者訪問薬剤管理指導料	1:単一建物 1人:650点/回 2:2人以上9人以下:320点/回 3:1及び2以外:290点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者であつて通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて一回の処方箋受付について所定の点数を算定します。